

## 11. (Gno.30) 金融取引に関する比較法的研究

代表：伊藤 壽英

1997/02/14 (承認) 1997 年度 (開始)

### 【研究の目的】

グローバル化と金融技術の急激な進展により、多様な金融商品と取引形態が産み出されるとともに、これまで見られなかった紛争も多数生じてきた。そこで、比較法研究を通じて、本研究はこれらの紛争解決のために、既存法制度に対してなされた改革や、金融取引に必要な契約設計に関連する新たな法原則のありうるべき姿について焦点を当てることとする。

### 【研究活動及び成果】

#### 総括

今年度は、サプライチェーンの分断に伴う「スマートコントラクト」の自動執行力に関する問題点を研究した。とくに、ブロックチェーン技術を利用して、取引の発注から支払決済まで自動的に完結するプロセスの「効率性」と、COVID-19 やウクライナ戦争といった外部的な影響による取引の「巻き戻し」の関係について、有価証券法理と原因関係の瑕疵といった既存の法的枠組みによる理論的解決の可能性について検討した。